様式－10

○農用地利用集積等促進計画　（令和　　年　　月）

|  |
| --- |
| 令和　年度　　号農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。令和　年　月　日愛媛県松山市三番町四丁目4番地１公益財団法人えひめ農林漁業振興機構　理事長　　印 |

第１　中間管理権の設定関係（出し手⇒機構用⇒受け手）

　１　各筆明細

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整理番号　　　　 | 契約関係者 | 氏名又は名称 | 住所・電話番号 |
|  | 農地中間管理機構に中間管理権を設定する者（Ａ） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | 〒　　　　―　　　　　　　　　（電話番号：　　　　―　　　　―　　　　　） |
| 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者（Ｂ） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | 〒　　　　―　　　　　　　　　（電話番号：　　　　―　　　　―　　　　　） |
| 農地中間管理機構（Ｃ） | 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構　　　理事長　　　○○　○○　　　　　　　　　　㊞ | 〒　７９０―０００３　　　　　（電話番号：　０８９―９４５―１５４２　　）愛媛県松山市三番町四丁目4番地１ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 権利を設定する土地（Ｄ） | 設定する中間管理権及び利用権（Ｅ） | 権利を設定する土地のＡ以外の権原者等（Ｆ） | 備考 |
| 所　　在 | 地番 | 現況地目 | 面　積㎡ | 権利の種類 | 内容 | 存続期間 | 借　賃円 | 借賃の支払方法 | 住所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |
| 始期 | 終期 |
|  |  |  |  |  |  | 令和○年○月〇日 | 令和○年○月〇日 |  | 【ＣからＡへの支払い】毎年○月26日にＡの指定口座へ振り込む。なお、第１回目の振込は、令和○年○月26日とし、振込金額は、賃借権の設定日（始期）から令和○年○月○日までの月割金額とする。【ＢからＣへの支払】毎年○月20日にＣの指定口座へ振り込む。自動口座振替の場合は、16日の引落とする。振替日が休日の場合は翌営業日とする。なお、第１回の振込は、令和○年○月20日とし、振込金額は、賃借権の設定日（始期）から令和○年○月○日までの月割金額とする。 |  |  |  |  |  |

（記載注意)

(１) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。

(２) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

(３) Ｄ欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きする。なお、１筆の一部について利用権が設定される場合には○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する｡

(４) Ｅ欄の「内容」は、当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

(５) Ｅ欄の「始期」は、原則として、毎月の１日、11日、21日のいずれかの日とする。

(６) Ｅ欄の「借賃」は、当該土地の１年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。

(７) Ｅ欄の「借賃の支払方法」について、第1回の借賃の振込は、設定日が４月から９月までは翌年２月26日又は翌年２月20日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から翌年３月までは、翌年の８月26日又は翌年の８月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、２月20日は２月16日及び８月20日は８月16日とする。なお、16日又は20日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。

(８) Ｆ欄は、Ａ欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。以下、中間管理権を設定する者を「甲」、利用権の設定を受ける者を「乙」、農地中間管理機構を「丙」という。

【中間管理権の設定の場合】

（１）中間管理権の設定

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の中間管理権は、本計画の公告により設定される。

（２）借賃の増減額請求

甲及び丙は、当該土地の１の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

（３）借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、丙が協議して定める額に改訂する。

（４）借賃の支払猶予

甲は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、１の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

（５）転貸

甲は当該土地を、丙が乙に転貸して乙に使用及び収益させることに同意するものとする。

（６）借賃の減額

ア　賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。

イ　目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は丙の責に帰することができない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。

（７）境界の明示

甲は、当該土地に設定する中間管理権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

（８）障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで丙に引き渡すとともに、中間管理権の存続期間中においては、中間管理権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

（９）修繕及び改良

ア　甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ　丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ　修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表１に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

（10）附属物の設置等

ア　丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、丙は市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。

また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は当該附属物を収去する義務を負う。

イ　乙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、丙が同意しようとする場合には、丙は事前に甲の同意を得る。また、丙が乙に対して同意をする旨の通知を行う際には、乙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。

なお、乙が甲及び丙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、丙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ　ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

（11）租税公課等の負担

ア　甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ　当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ　当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表２に定めるところによる。

エ　その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(12) 賃貸借又は使用貸借の解除

丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

（13）賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰することができない理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

（14）当該土地の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日から７日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

（15）中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び丙は、本計画の定めるところにより設定される中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（16）権利取得者の責務

丙は、乙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

（17）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。

【利用権の設定の場合】

（１）利用権の設定

当該土地の利用権は、本計画の公告により設定される。

（２）転貸又は譲渡

乙は、利用権の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた利用権を譲渡してはならない。

（３）借賃の増減額請求

乙及び丙は、当該土地の１の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

（４）借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

（５）遅延損害金

ア　乙は、１の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、丙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ　遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.0パーセントの割合で計算して得た額とする。

（６）借賃の支払猶予

丙は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

（７）借賃の減額

ア　賃借権の目的物が農地である場合で、乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。

イ　目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責に帰することができない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。

（８）修繕及び改良

ア　甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ　丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ　修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表１に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

（９）附属物の設置等

ア　乙が、当該土地に附属物の設置を行う場合には、丙の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は当該附属物を収去する義務を負い、収去に要した経費を負担する。

イ　丙は、アの同意を行う場合には、乙が附属物の設置を行うことについて市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には、乙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び丙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、丙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ　ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙は甲に対して償還の請求をすることができる。

（10）租税公課等の負担

ア　当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ　当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ　当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表２に定めるところによる。

エ　その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

（11）賃貸借又は使用貸借の解除

丙は、乙が次のいずれかに該当するとき、又は丙が農業委員会から農地法第６条の２第２項第２号の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア　当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

イ　正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第１項の規定による報告をしないとき。

ウ　正当な理由がなく借賃を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

エ　その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

（12）賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰することができない理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

（13）当該土地の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から７日以内に、丙に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（９）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

（14）利用権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（15）権利取得者の責務

ア　乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ　乙は、丙から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第１項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、丙に報告しなければならない。

（16）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。

別表１　修繕費及び改良費の負担に係る特約事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別表２　土地改良区の賦課金等に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修繕又は改良の工事名 | 甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備　　考 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備　　考 |
|  |  |  |

（留意事項）

（1）農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の３第１項の土地改良事業が行われることがあります。

第２　賃借権又は使用貸借による権利の移転関係

１　各筆明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 　　　　 | 権利の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（Ａ） | （氏名又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | 〔住　所〕　　〒　　　―　　　　　（電話番号：　　　―　　　―　　　） |
| 権利の移転をする者の氏名又は名称及び住所（Ｂ） | （氏名又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | 〔住　所〕　　〒　　　―　　　　　（電話番号：　　　―　　　―　　　） |
| 権利を移転する土地（Ｃ） | 移転する権利（Ｄ） | 備　考 |
| 所　　　　在 | 地番 | 現況地目 | 面積㎡ | 利用権の種類 | 内容 | 移転の時期 | 終　期 | 借　賃　　　円 | 借賃の支払方法 |
|  |  |  |  |  |  | 令和○年〇月〇日 | 令和○年〇月〇日 |  | 毎年〇月20日に（公財）えひめ農林漁業振興機構の指定口座へ振り込む。自動口座振替の場合は、16日の引落とする。振替日が休日の場合は翌営業日とする。なお、第１回の振込は、令和○年〇月20日とし、振込金額は、利用配分計画による賃借権の設定日から令和○年〇月〇日までの月割金額とする。 |  |

（記載注意)

(１) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより移転される利用権は、１の各筆明細及び第１の共通事項に定めるもののほか、この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときには、利用権を設定する者、利用権の移転を受ける者、農地中間管理機構及び市町が協議して定める。

（留意事項）

（1）農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の３第１項の土地改良事業が行われることがあります。

第３　所有権の移転関係（出し手⇒機構用）

１　各筆明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 　　　　 | 所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（Ａ） | （氏名又は名称）公益財団法人えひめ農林漁業振興機構　理事長　　　○○　○○　　　　　　　㊞ | （住所）　　〒790―0003　　（電話番号：089-945-1542）　　　　愛媛県松山市三番町四丁目4番地１ |
| 所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（Ｂ） | （氏名又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞ | （住所）　　〒　　―　　　（電話番号：　　―　　　―　　　）　　　　 |
| 所有権を移転する土地（Ｃ） | 農地中間管理機構に移転する所有権（Ｄ） | 農地中間管理事業の実施により成立する所有権の移転に係る当事者間の法律関係（Ｅ） | 所有権を移転する土地の(Ｂ)以外の権原者等（Ｆ） | 備考 |
| 所　　在 | 地番 | 現況地目 | 面積㎡ | 所有権の登記の有無 | 利用目的 | 所有権の移転時期 | 対　価円 | 対価の支払方法 | 対価の支払期限 | 引渡の時期 | 住　所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載注意）（１）この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。

(２) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

（３）（Ｃ）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きする。

（４）（Ｃ）欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には（表）と、所有権の登記がある場合には（所）と、未登記の場合には（未）と記載する。

（５）（Ｄ）欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

 （６）（Ｄ）欄の「対価」は、当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときにはその額を記載する。

（７）（Ｅ）欄の「所有権の移転に係る当事者間の法律関係」は、「売買」等と記載する。

 （８）（Ｆ）欄は、（Ｂ）欄以外の権原者がいないときは、記入を要しない。

２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）所有権の移転

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権の移転は、本計画の公告があり、１の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

（２）法律関係の失効

１の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

（３）所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

（４）対価の増減額請求

甲及び農地中間管理機構（以下「乙」という。）は、当該土地の１の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。

（５）境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

（６）障害の除去等

ア　甲は、当該土地の引渡しの時期までに、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすもの（以下「障害」という。）を除去しなければならない。

イ　当該土地の引き渡し後において障害が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対しその障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ウ　甲の行う履行の追完は、乙が指定した方法により行わなければならない。

エ　甲が乙の定めた相当な期間内に履行の追完を行わないときは、乙は催告することなくその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

オ　エにより法律関係を解除した場合の損害賠償金の額は、（12）のウの規定を準用する。

カ　乙は、障害を知った日から１年以内に甲に障害があることを通知しないときは、障害があることを理由として履行の追完の請求、対価の減額の請求、法律関係の解除及び損害の賠償の請求をすることができない。ただし、甲が引き渡し以前に障害があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（７）禁止行為

　　甲は、当該土地の引渡しの時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。

　ア　当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。

　イ　当該土地に構築物を設置すること。

　ウ　当該土地の形質を変更すること（（６）のアの除去義務の履行にともなう行為を除く。）。

（８）土地の減失等

　　本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰することができない理由により当該土地の全部又は一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

（９）租税公課の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

（10）所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、乙の単独申請により行うものとし、甲はこれに協力しなければならない。

（11）経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

（12）法律関係の解除

ア　甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ　甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ　イの損害賠償金は、対価の14.0パーセントに相当する額とする。

（13）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

第４　所有権の移転関係（機構⇒受け手用）

１　各筆明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 　　　　 | 所有権の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（Ａ） | （氏名又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　㊞ | （住所）　　〒　　―　　　（電話番号：　　―　　　―　　　）　　　 |
| 所有権を移転する者の氏名又は名称及び住所（Ｂ） | （氏名又は名称）公益財団法人えひめ農林漁業振興機構　　　　　理事長　　　○○　○○　　　　　　　　㊞ | （住所）　　〒790―0003　　（電話番号：089-945-1542）　　　　愛媛県松山市三番町四丁目4番地１ |
| 所有権を移転する土地（Ｃ） | （Ａ）に移転する所有権（Ｄ） | 農地中間管理事業の実施により成立する所有権の移転に係る当事者間の法律関係（Ｅ） | 所有権を移転する土地の(Ｂ)以外の権原者等（Ｆ） | 備考 |
| 所　　在 | 地番 | 現況地目 | 面積㎡ | 所有権の登記の有無 | 利用目的 | 所有権の移転時期 | 対　価円 | 対価の支払方法 | 対価の支払期限 | 引渡の時期 | 住　所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（記載注意）（１）この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。

 (２) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

（３）（Ｃ）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きする。

（４）（Ｃ）欄の「所有権の登記の有無」は、登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には（表）と、所有権の登記がある場合には（所）と、未登記の場合には（未）と記載する。

（５）（Ｄ）欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

 （６）（Ｄ）欄の「対価」は、当該土地の移転の対価（立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を記載する。）の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときにはその額を記載する。

（７）（Ｅ）欄の「所有権の移転に係る当事者間の法律関係」は、「売買」等と記載する。

 （８）（Ｆ）欄は、（Ｂ）欄以外の権原者がいないときは、記入を要しない。

２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる所有権の移転は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）所有権の移転

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権の移転は、本計画の公告があり、１の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

（２）法律関係の失効

１の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

（３）所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、農地中間管理機構（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

（４）対価の増減額請求

甲及び所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の１の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。

（５）境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

（６）土地の減失等

　　本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災地変その他、甲又は乙の責に帰することができない理由により当該土地の全部又は一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

（７）租税公課の負担

当該土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、甲が負担する。

（８）所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記は、甲の単独申請により行うものとし、乙はこれに協力しなければならない。

（９）経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は乙が負担する。その他の経費については、甲及び乙が協議して決める。

（10）法律関係の解除

ア　甲又は乙は、相手方が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ　甲又は乙は、アにより法律関係を解除したときは、その相手方に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

ウ　イの損害賠償金は、対価の14.0パーセントに相当する額とする。

（11）所有権取得者の責務

乙は、本計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

（12）買戻特約

乙が当該土地に設定する所有権の移転時期から５年を経過するまでの間において耕作をしないと認められる場合、甲は当該土地の買戻しをすることができる。ただし、乙の不耕作が甲の承認を得た場合を除く。

（13）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

第５　経営受委託の設定関係

１　各筆明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 　　　　 | 農地中間管理機構から経営の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所（Ａ） | （氏名又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | （住所）　　〒　　―　　　（電話番号：　　―　　　―　　）　　　　 |
| 農地中間管理機構に経営を委託する者の氏名又は名称及び住所（Ｂ） | （氏名又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 ㊞ | （住所）　　〒　　―　　　（電話番号：　　―　　　―　　）　　　　 |
| （Ｂ）から経営の委託を受け（Ａ）に経営を委託する者の氏名又は名称及び住所（Ｃ） | （氏名又は名称）公益財団法人えひめ農林漁業振興機構　　　　　　理事長　　　○○　○○　　　　　　　　㊞ | （住所）　　〒790―0003　　（電話番号：089-945-1542）　　　　愛媛県松山市三番町四丁目4番地１ |
| 経営を委託する土地（Ｄ） | 経営の委託により設定される権利（Ｅ） | 農地中間管理事業の実施により成立する経営の委託に係る当事者間の法律関係（Ｆ） | 経営を委託する土地の(Ｂ)以外の権原者等（Ｇ） | 備考 |
| 所　　在 | 地番 | 現況地目 | 面積㎡ | 内容 | 契約期間 | 損益の算定方法 | 損益の決済方法 | 住　所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |
| 始期 | 終期 |
|  |  |  |  |  | 令和○年○月〇日 | 令和○年○月〇日 | 共通事項の（６）による | **※損益の算定結果がプラスの場合**毎年○月20日にＡはＣの指定口座へ振り込み、毎年〇月26日にＣはＢの指定口座へ振り込む。振込日が休日の場合は翌営業日とする。**※損益の算定結果がマイナスの場合**毎年○月20日にＢはＣの指定口座へ振り込み、毎年〇月26日にＣはＡの指定口座へ振り込む。振込日が休日の場合は翌営業日とする。 |  |  |  |  |  |  |

（記載注意）（１）この各筆明細は、経営の委託の当事者ごとに別葉とする。経営の委託を受ける者が同一で、経営を委託する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。

（２） 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

（３）（Ｄ）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土

地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きする。なお、１筆の一部について権利が設定される場合には○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定す

ることのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する｡

（４）（Ｅ）欄の「内容」は、経営の委託による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）

を記載する。

 (５）（Ｅ）欄の「始期」は、原則として、毎月の１日、11日、21日のいずれかの日とする。

（６）（Ｅ）欄の「損益の算定方法」は、「経営の委託に係る損益＝経営の委託に係る販売金額（共済金等を含む）－経営の委託に係る経費（委託料を含む）」によるものと

する。

（７）（Ｅ）欄の「損益の算定方法」には、農業経営の受託報酬（委託料等）を設定する場合、受託する土地ごとに受託報酬（委託料等）の額を記載する。

（８）（Ｅ）欄の「損益の決済方法」の振込日は、始期設定日が４月から９月までは翌年２月20日及び２月26日、10月から翌年３月までは８月20日及び８月26日とする。

但し、20日又は26日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。

（９）（Ｇ）欄は、（Ｂ）欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる経営の委託は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。なお、受託者が農業協同組合又は農事組合法人である場合には、本共通事項のほか当該農業協同組合又は農事組合法人が定める農業経営受託規程によるものとする。

（１）経営の委託の設定

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の経営の委託は、本計画の公告により設定される。

（２）善管注意義務

農地中間管理機構から経営の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、善良なる管理者の注意をもって農地中間管理機構へ経営を委託した者（以下「甲」という。）の利益の最も適合するように配慮しなければならない。また、甲は、乙が委託を受けた経営を円滑に行えるように配慮するものとする。

（３）主宰権

経営の委託の運営に関する事項（（11）附属物の設置等を除く。）は、本計画に定めるもののほか、乙が決定する。

（４）収穫物の所有権

経営の委託により生ずる収穫物の所有権は、乙に帰する。

（５）経営の委託に係る損益の帰属

経営の委託に係る損益は、甲に帰属する（減収の場合の危険負担は、甲が負う。）。

（６）遅延損害金

ア　甲又は乙は、１の各筆明細に定める期日までに損益を支払わない場合は、農地中間管理機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ　遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.0パーセントの割合で計算して得た額とする。

（７）経営の委託に係る損益の算定方法

ア　経営の委託に係る損益は、次に掲げる算式により算定する。

経営の委託に係る販売金額（共済金等を含む。）－経営の委託に係る経費（委託料を含む。）

イ　乙は、経営の委託に係る販売金額（共済金等を含む。）及び経費（委託料を含む。）の内訳を整理しておくものとする。

ウ　乙は、毎年、委託を受けた経営が終了したときには、経営の委託に係る損益の算定結果を、速やかに農地中間管理機構に対して報告するものとする。

（８）経営の委託に係る損益の支払い

ア　経営の委託に係る損益の支払いは、（７）のウに規定する乙から報告があった経営の委託に係る損益の算定結果に基づき、１の各筆明細の（Ｅ）欄の「損益の決済方法」に従い行うものとする。

イ　経営の委託に係る損益の支払いについて、本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び農地中間管理機構が協議して定める。

（９）租税公課の負担

当該土地に係る固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

（10）修繕及び改良

ア　甲は、乙及び農地中間管理機構の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は農地中間管理機構が修繕することができる。この場合において、乙又は農地中間管理機構が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ　乙又は農地中間管理機構は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。

ウ　乙又は農地中間管理機構の負担した当該土地の改良経費は、甲が負担する。ただし、甲、乙及び農地中間管理機構が協議の上、これと異なる定めをした場合にはその定めによる。

（11）附属物の設置等

ア　乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は甲及び農地中間管理機構の同意を得るものとする。この場合、乙が当該附属物の設置に要した経費は経営の委託に係る経費に含め、甲の負担とする。

また、乙が附属物の設置をした場合において、経営の委託が終了したときは、乙は当該附属物を収去する義務を負う。この場合、乙が当該附属物の収去に要した経費は経営の委託に係る経費に含め、甲の負担とする。

イ　アの規定にかかわらず、甲及び農地中間管理機構が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙は収去の義務を負わない。

（12）損害の賠償

ア　甲、乙及び農地中間管理機構のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は、甲が負う。

イ　乙は、異常気象、水害その他の災害による経営の委託の収量の減少、当該土地の損壊、減失等乙の故意または過失によらない損害についての責めを負わない。

ウ　農地中間管理機構は、乙が委託を受けた農業の経営に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わない。

（13）解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、１の各筆明細に定める経営の委託の契約期間の中途において解約しようとする場合は、相手方及び農地中間管理機構の同意を得るものとする。

（14）再委託の禁止

乙は、経営の委託の再委託をしてはならない。

（15）経営の委託の解除

ア　農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された経営の委託を解除することができる。

イ　農地中間管理機構は、乙が次のいずれかに該当するとき、又は甲が農業委員会から農地法第６条の２第２項第２号の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された経営の委託を解除することができる。

（ア）当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

（イ）正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第１項の規定による報告をしないとき。

（ウ）正当な理由がなく経営の委託に係る損益を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

（エ）その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

（16）当該土地の返還

ア　経営の委託の契約期間が満了したときは、乙は、その満了した日から７日以内に、甲に対して 当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（11）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ　乙は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

ウ　農地中間管理機構は、当該土地の返還に際し、当該土地の原状回復の義務を負わない。

（17）経営の委託に関する事項の変更の禁止

 甲、乙及び農地中間管理機構は、本計画に定める経営の委託に関する事項は変更しない。ただし、甲、乙、農地中間管理機構及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（18）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、農地中間管理機構及び県が協議して定める。

（留意事項）

（1）農地中間管理機構が経営受託権を有している農用地等については、土地改良法第87条の３第１項の土地改良事業が行われることがあります。

第６　農作業受委託の設定関係

１　各筆明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 　　　　 | 農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所（Ａ） | （氏名又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | （住所）　〒　　―　　（電話番号：　　―　　　―　　）　　　　 |
| 農地中間管理機構に農作業を委託する者の氏名又は名称及び住所（Ｂ） | （氏名又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 ㊞ | （住所）　〒　　―　　（電話番号：　　―　　　―　　）　　　　 |
| （Ｂ）から農作業の委託を受け（Ａ）に農作業を委託する者の氏名又は名称及び住所（Ｃ） | （氏名又は名称）公益財団法人えひめ農林漁業振興機構　　　　　　理事長　　　○○　○○　　　　　　　　㊞ | （住所）　〒790―0003　　（電話番号：089-945-1542）　　　　愛媛県松山市三番町四丁目4番地１ |
| 農作業を委託する土地（Ｄ） | 委託する農作業等（Ｅ） | 農地中間管理事業の実施により成立する農作業の委託に係る当事者間の法律関係（Ｆ） | 農作業を委託する土地の(Ｂ)以外の権原者等（Ｇ） | 備考 |
| 所　　在 | 地番 | 現況地目 | 面積㎡ | 農作業の委託の種類 | 作物名 | 作業内容 | 契約期間 | 作業料金 | 作業料金の支払方法 | 住　所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 |
| 始期 | 終期 |
|  |  |  |  |  |  |  | 令和○年○月〇日 | 令和○年○月〇日 |  | ＢがＡからの農作業の終了の報告を受け、農作業の実施状況を確認し、Ａに対しその旨を連絡した日から７日以内に、ＢはＡの指定口座へ振り込む（又は、ＢはＡに現金を支払う。）。 |  |  |  |  |  |  |

（記載注意）（１）この各筆明細は、農作業の委託の当事者ごとに別葉とする。農作業の委託を受ける者が同一で、農作業を委託する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。

 （２） 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。

（３）（Ｄ）欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きする。なお、１筆の一部について農作業が委託される場合には○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する｡

（４）（Ｅ）欄の「農作業の委託の種類」は、特定作業受委託、全作業の受委託、基幹３作業以上の受委託のいずれかを記載する。

（５）（Ｅ）欄の「作物名」は、委託する農作業の対象となる作物（例えば水稲、麦類、野菜、柑橘、落葉果樹等）を記載する。

（６）（Ｅ）欄の「作業内容」は、作物ごとに委託する農作業の区分（例えば耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀・調整等）を記載する。

 (７）（Ｅ）欄の「始期」は、原則として、毎月の１日、11日、21日のいずれかの日とする。

(８)（Ｅ）欄の「作業料金」は、委託する農作業の区分ごとに作業料金の額を記載する。

(９)（Ｇ）欄は、（Ｂ）欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

２　共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる農作業の委託は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）契約の締結

１の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業の委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。

（２）善管注意義務

農地中間管理機構から農作業の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、善良なる管理者の注意をもって農地中間管理機構へ農作業を委託した者（以下「甲」という。）の利益の最も適合するように配慮しなければならない。また、甲は、乙が委託を受けた農作業を円滑に行えるように配慮するものとする。

（３）農作業の委託に係る作業料金の増減額請求

甲、乙及び農地中間管理機構は、当該土地の１の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、農作業の委託に係る作業料金の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合にはこの限りでない。

ア　経済的条件の変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に係る作業料金が著しく不相当と認められるとき。

イ　災害その他の事由により、本計画により委託を受けた農作業の一部または全部を遂行することが著しく困難となったとき。

（４）委託を受けた農作業の実施

ア　乙は、委託を受けた農作業を実施するときには、甲に対して事前にその旨を通知する。

イ　委託を受けた農作業の実施方法は、甲が事前に特に指示するもの以外は、乙が決定する。

ウ　乙は、委託を受けた農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録し、委託を受けた農作業が終了したときには、速やかに甲及び農地中間管理機構に報告するものとする。

（５）農作業の委託に係る作業料金の支払い

ア　農作業の委託に係る作業料金の支払いは、甲から乙に対して直接行い、農地中間管理機構は、甲及び乙に対して農作業の委託に係る作業料金の支払いの義務を負わない。

イ　甲は、乙からの終了の報告を受け、委託した農作業の実施状況等を確認し、適正に実施されていると認める場合には、速やかにその旨を乙に通知し、１の各筆明細の（Ｅ）欄の「作業料金の支払方法」に従い作業料金を支払うものとする。

ウ　甲は、乙への支払状況を農地中間管理機構に対して報告するものとする。

エ　農作業の委託に係る作業料金の支払いについて、本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び農地中間管理機構が協議して定める。

（６）農作業の委託に係る作業料金に関する債権及び債務の取扱い

本計画により締結される農作業の委託に係る作業料金に関する債権及び債務は、甲と乙の間で存在し、農地中間管理機構は作業料金の受領及び支払に関する一切の債権及び債務を有しない。

（７）損害の賠償

ア　甲、乙及び農地中間管理機構のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は、甲が負う。

イ　乙は、異常気象、水害その他の災害による農作業の委託の目的物の損壊、減失等乙の故意または過失によらない損害についての責めを負わない。

ウ　農地中間管理機構は、乙が委託を受けた農作業に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わない。

（８）解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、１の各筆明細に定める農作業の委託の契約期間の中途において解約しようとする場合は、相手方及び農地中間管理機構の同意を得るものとする。

（９）再委託の禁止

乙は、農作業の委託の再委託をしてはならない。

（10）農作業の委託に関する事項の変更の禁止

 甲、乙及び農地中間管理機構は、本計画に定める経営の委託に関する事項は変更しない。ただし、甲、乙、農地中間管理機構及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（11）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、農地中間管理機構及び県が協議して定める。

（留意事項）

（1）農地中間管理機構を通じて農作業の受委託を行う農用地等については、土地改良法第87条の３第１項の土地改良事業が行われることがあります。